

公益社団法人北海道交通安全推進委員会寄付金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道交通安全推進委員会（以下「本委員会」という）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の種類)

第2条 本委員会が受領する寄付金の種類は、次のとおりとする。

(1) 一般寄付金 寄付者が本委員会のために用途を特定しないで寄付した寄付金及び用途を特定しないで募金活動を行うことにより集めた寄付金

(2) 特定寄付金 寄付者が本委員会のためにあらかじめ用途を特定した寄付金及び用途を特定して募金活動を行うことにより集めた寄付金

2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(寄付金の募集、受領、用途等)

第3条 本委員会は個人又は法人あるいは団体から、定款第4条に規定する事業のために、常時寄付金を募集若しくは受領することができるものとする。なお、募集に際しては、本件規程等を相手方に提示するか、予め本委員会のホームページ上に公開するものとする。

2 前項の寄付金を受領する際には寄付者の当該寄付金に係る資金用途等の条件を確認することとし、その条件が本委員会に対して管理リスク等を生じさせる恐れがあると認められる場合には、その受領及び取扱いについて理事会の承認を得なければならない。

3 寄付金が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該寄付金の受領を辞退しなければならない。なお、該当するか否か疑義がある場合には、理事会にその取扱いについて諮るものとする。

(1) 国、地方公共団体、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体はその寄附により、特別の利益を受ける場合

(2) 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

(3) 寄付金の受入に起因して、本委員会に著しい資金負担が生じる場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、本委員会の業務の遂行上支障があると認められるもの及び本委員会が受け入れるには社会通念上不適当と認められる場合

4 一般寄付金は、寄付金総額の100分の50以上を公益目的事業に使用しなければならないが、残額は総会経費など法人会計事業に使用することができるものとする。

5 特定寄付金は、寄付者の指定した用途に使用しなければならない。

6 本委員会に寄付をするために会員や住民等が募金活動を行う場合には、募集総額から募集経費を控除した残額を寄付することとすることができるものとする。ただし、募集経費は募集総額の100分の30以下でなければならない。

(受領書等の送付)

第4条 寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を送付するものとする。

2 前項の受領書には、本委員会の事業に関連する寄付金である旨、寄付の種類及び寄付金額、その受領年月日を記載するものとする。

(寄付金に係る結果の報告)

第5条 本委員会が受領した寄付金の総額、使途その他必要な事項を記載した報告書を作成し、ホームページ上に公開するなどの方法により、寄付者に報告するものとする。

(情報公開並びに個人情報保護)

第6条 本委員会が受領した寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所へ備え置き、閲覧等の措置を講ずるものとする。

2 寄付者に関する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項があるときは、会長が別に定めるものとし、当該事項が重要と認められる場合にはその後の理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。